

道路保全課

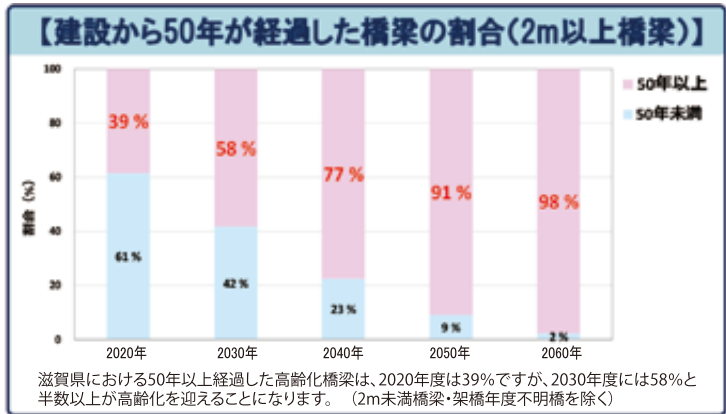
1 維持管理の取り組み

(1) 道路施設の高齢化対策

本県では、高度経済成長期や琵琶湖総合開発事業期間にあたる1960年代から1990年代にかけて、集中的に橋梁等の道路施設を整備してきました。今後、道路施設の老朽化が急激に進行することから、維持管理費の増加が課題となっています。

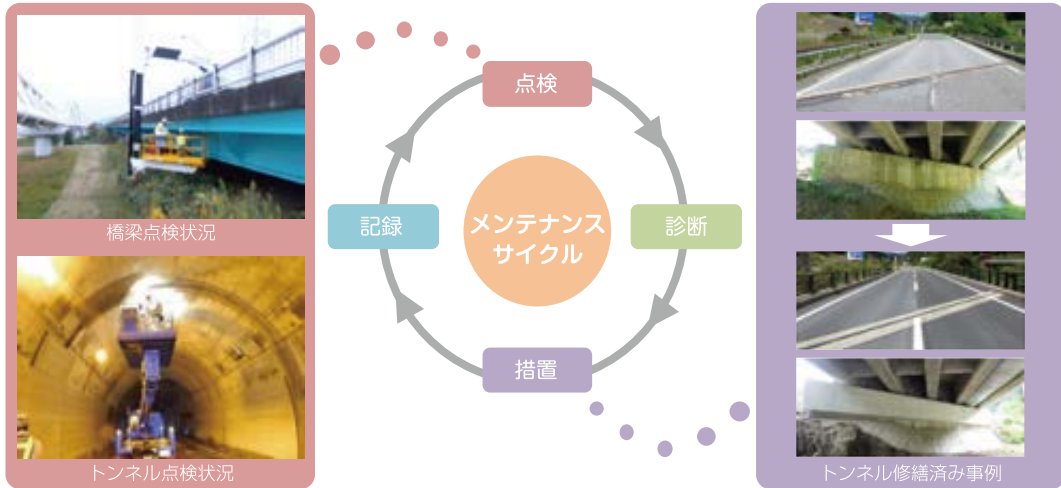


橋梁の損傷状況（防食機能の劣化）



2014年度の道路法施行規則改正により、橋梁やトンネルなどの重要構造物について、5年に1度の施設点検が義務づけられ、点検に基づく修繕事業とあわせたメンテナンスサイクルを計画的、持続的に行うことで、効率的な維持管理の取り組みを進めているところです。

限られた予算で適切に道路施設を維持管理するために、予防保全の考え方を取り入れた修繕計画を策定し、計画的な修繕対策を行うとともに、新技術等の活用によるコスト削減や省力化に努めています。



(2) 道路の日常管理

県では、日常的に道路パトロールを実施し、道路の状況に応じて補修等を行っています。

冬季積雪時は、国や市町と情報共有を図り、迅速かつ適切な除雪活動により、安全に通行できるよう努めています。また、地域の団体などに委託して道路の植栽管理や除草をお願いする道路愛護活動など、県民や企業の皆様と協力して維持管理を行う『近江の美知普請』に取り組んでいます。



道路パトロール



冬季の除雪作業



道路愛護の取り組み

